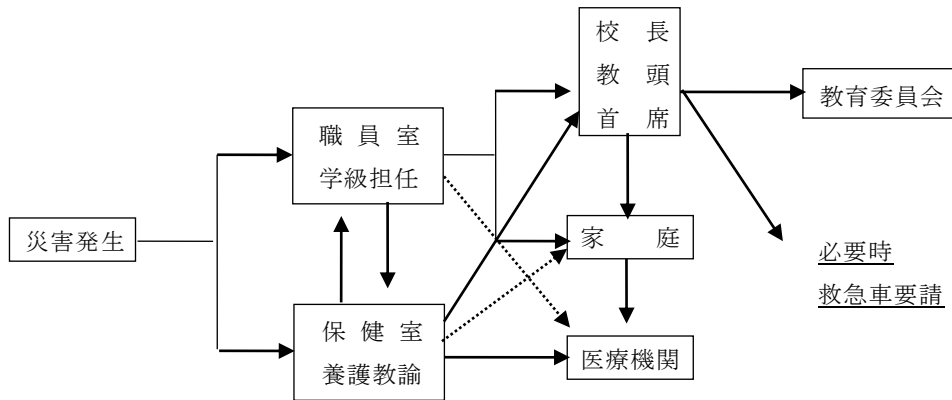


28. 災害発生時の緊急連絡体制

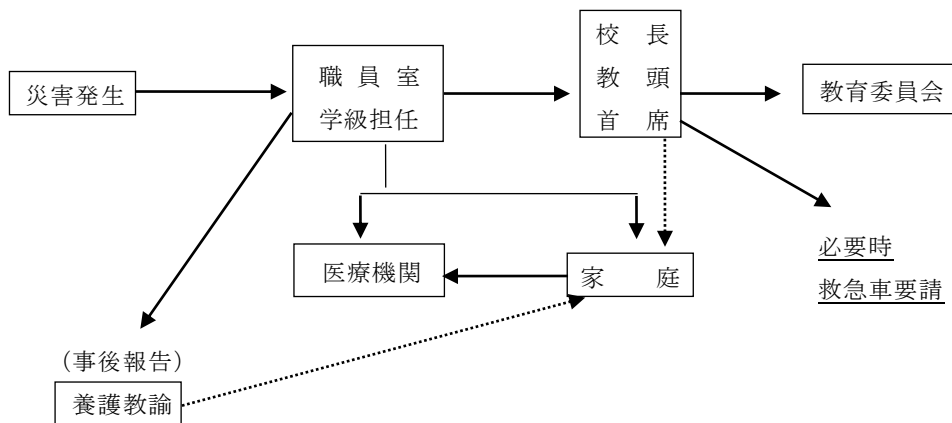
A 主として学校事故の場合

(1) 連絡方法

① 養護教諭在校中の場合



② 養護教諭不在の場合



(2) 連絡について

① 家庭へ

- ・けがの様子を簡単に報告する。ショックを与えないように、表現に注意する。
- ・かかりつけの医師を確認し、ない場合は学校の決めた病院でよいかを確認する。
- ・保険証、医療証を持参のうえ病院へ来ていただくようお願いする。

② 医療機関へ

- ・学校名を告げ、けが・病気の状況を要領よく説明する。
- ・診察の受入を確認し、病院到着までの所要時間を告げ、移送中の注意について聞く。

(3) 移送

① タクシー・救急車を利用

- ・原則として職員の車は使用しない。やむを得ず使用する場合は、必ず学校長の許可・指示を受ける。
- ・タクシーで行く場合にも必ず学校長の指示を受ける。
- ・救急車（119番）の要請について

まず学校名・所在地・電話番号を告げ、疾病者の性別・年齢・原因・状態を説明し、救急車到着までの処置法を聞く。

※必ず教職員が校門前で救急車の到着を待つ。

② 付き添い

- ・大きなけが（生命に危険のあるような場合）
原則的には校長（教頭）・担任・養護教諭
- ・小さなけが（生命に危険はないが、速やかに治療を要する場合）
特別な事情がないかぎり、養護教諭

(4) 事後措置

- ・担任・部活動顧問は、本人及びその場に一緒にいた生徒から災害発生時の状況を聞き、日本スポーツ振興センターへの報告書を作成する。
- ・受診災害については早い機会に全教職員に報告し、各学級で安全指導を徹底する。
※大きな災害発生の場合、報道関係者、その他部外者への対応は、校長・教頭が行う。

(5) その他

- ・受診時の支払は、保護者が行う。
日本スポーツ振興センターからの給付金は、2～3ヶ月後保護者の預金口座に入金される。
- ・加害者・被害者のある場合は、担任が双方の保護者に早急に連絡を取り、適切な措置を取る。

B 主として外部からの粗暴侵入者の場合

1. 日常的な対応

(1) 門及び出入口の管理

- ① 正門、生徒昇降口は生徒登校後から下校時まで、一部を除き閉鎖する。
- ② 駐車場の門は閉めるが施錠しない。インターフォンを設置し、来校者にはインターフォンで職員室に連絡をしていただいた後に開閉をしてもらう。
- ③ その他の門はすべて施錠する。

(2) 来校者への対応

- ① 駐車場の門に設置してあるインターフォンで職員室に連絡をしてもらう。
- ② 来客・職員室玄関から入ってもらう。
- ③ 必ず職員室に立ち寄っていただく旨を来客・職員玄関前に掲示する。
- ④ 職員室からの声かけを行う。
「こんにちは」、「ご苦労さまです」、「お話を伺っておりますでしょうか」等
- ⑤ 卒業生の場合には緊急の用件以外は放課後に来校するように指導する。
- ⑥ 来校者との面談は、生徒の個人情報保護の観点から職員室をさける。
(状況に応じて、校長室、会議室等を使用する。)

(3) 登下校時の対策

- ① 登校時の開門と正門前での登校指導（週番活動）を従来どおり実施する。
- ② 学校周辺（3ポイント）での登校指導と不審者（車両）の発見を随時行う。
(時間帯は8:00～8:20)
- ③ 部活動終了後の最終下校時間を厳守する。
- ④ 下校時に校区巡視を随時行う。
- ⑤ 全員下校後の校内の安全確認を行う。

(4) 始業時以降の対策

- ① 欠席者の確認の徹底（朝の会終了後、ただちに欠席黒板への記入と、保護者への連絡）
- ② 校内巡視を随時行う。
- ③ 正門前不審車両の発見と、必要に応じて運転手等への声かけを行う。

(5) 生徒への指導

- ① 外部からの粗暴侵入者を想定した避難訓練を行う。
- ② 必ず複数で登校することを指導する。
- ③ 希望者には防犯ベルの貸し出しを行う。
- ④ 部活動のない生徒は終礼後ただちに下校する。部活動のある生徒は部活動終了後ただちに下校し、まっすぐに家に帰るように指導する。

(6) 保護者等が多数来校される行事（学習参観等）での対応

- ① 正門及び生徒昇降口を開放する。
- ② 駐車場の門に教職員が立ち、保護者であることを確認した上で車の誘導を行う。
- ③ 生徒昇降口前に各学年ごとの受付を設置する。
- ④ 校舎内外の巡視を行う。

(7) その他

- ① 警察と連携し、随時パトロールの強化を依頼する。
- ② すこやかネット明治池と連携し、夜間における定期的な校区内巡視を行う。
- ③ 不審者侵入・非常事態発生を想定しての訓練を実施する。

2. 緊急時の対応

- ① 隣の教室や廊下で騒ぎ声が聞こえれば、すぐに駆けつける。
- ② その際、生徒の動揺を最小限に食い止めるため、近隣の教室の教員との役割分担をただちに行えるように、日頃から訓練を行う。
- ③ 非常ベル（火災報知器）を押す。非常ベルが鳴れば、職員室にいる教職員は本部要員を除いて、すぐに現場に駆けつける。その際、生徒の安全確保を最優先に行う。
- ④ 平素から指定している運動場の避難場所へ生徒を避難させる。
- ⑤ 校長（教頭）の判断のもとで、必要に応じて警察、消防署等へ連絡する。
- ⑥ 安全確認の後に必要に応じて保護者への連絡を行う。
- ⑦ 富田林市教育委員会へ一報を入れる。また、必要に応じて続報を入れる。

C 大災害における基本確認事項

1. 避難場所

生徒避難場所は運動場北東寄り(プール前)に集合させる。

特に二次避難場所は設けない。(災害の状況での移動の可能性はほぼない)

体育館の安全が確認できる場合のみ、体育館への避難場所の移動も考慮する。

2. 生徒確保

生徒確保は、持ち出す出席簿で確認する。

- ※ 職員室の「学年出欠確認ボード」上の出欠状況を災害発生時に職員室内にいた職員が必ずメモして避難場所に持って行き確認の参考にする。

日々の学年出欠確認ボードへの記録を厳守すること。

本校が総合避難場所に指定されている場所であるので、原則、生徒は帰宅させない。

保護者が連絡をしてきた場合、帰宅に安全の確保がなされる状況でのみ帰宅させる。

保護者が来校し引率できる場合、帰宅させる。この場合必ず、学校長(又は教頭)に報告する。

欠席生徒の安否について、可能な限り連絡を取る。その結果も必ず、学校長(又は教頭)に報告する。

3. 救急対応

生徒に傷病が確認された場合、可能な限り養護教諭を中心としての応急処置を行う。

重篤な状況の場合、できうる救急連絡を活用し搬送先を探す。

4. 各方面連携

保護者：順次保護者との安否確認をとる。確認済み又は未確認の情報は必ず、学校長(又は教頭)に報告する。

帰宅は、前述通りとする。

市教委：生徒避難、安全確認が済み次第、第一報を学校長が入れる。

その後随時指示伝達を受ける。